一兼抄

特別
へ12
5127
7

次磨
明石

一葉抄第四

須磨

巻名八奇と詞を抜て等と源氏

物語第の三月より次の年迄

のものあり

世中いとさわがしく

源氏君遠流あるべきよしさわぎ

ありけるうりやを回すんとうり

始るんとゆりて為にうり

ゆゑ〳〵しくあまりなるより

故に海氏の浦より流居給ふ

事ゆりて八幡平中納言殿より
まいらせる又用ちゐの二枚の袴（長行卿）の袴よ
りて東征をゝ事とゝ詮用うして
ゆゝしく八箇長義相兼文九大長の大
宰府をゝ定めたまふ　聖相公
の陽成院へ　なりされば　まいらせ
ひけり　九花多
ひゝゝ家　四八人ちけくゝまひ
きゝけり　永業八幡弟と三次
逢とゝきりに　まいらせ逢とゝ詮りとゝ
まいらせ

又いゝ家まいらせりや
ワゝゝよかりて　ゆゝ
かりゝめのゆゝひりゝう男こう
とハうきりゝ　男女面して入
入道の家りゝ
乃ゝ年次女つゝの家こうゝ入
家ゆゝゝ
三月廿日　文九尊九
安和二年三月　見花多
ゝの地りの名ゝのまれよ　例の記載
ゝゝ詮り　一説式部八面文九尊九

人まてありしハ九郎のまゝ九郎とゝ
とゝ位に相後書紀に九郎九郎
年とゝ[illegible]
寛弘の始迄ハ四十年ちかく
世にこれ　九郎[illegible]
りて又来よう迄てとゝ月
若者いてうつゝ　夕暮五郎
[illegible]　九郎の行
天の下とゝ海よ　あるまゝ
りて[illegible]りて花名しくり
とあるこゝとゝ事ゝ　源氏の後

りてく宸爵とゝ[illegible]れて　宸爵紋
そゝ[illegible]ハ除名[illegible]ゝ四分[illegible]
方ゝ者宸位[illegible]く除く位
の人より源氏を除名ゝ
より文の[illegible]
弘流の人ハ必ず除名ゝ除名
ゝて流罪ゝれぬゝ家
の程[illegible]
ありしゝ　世の者ゝ　現
むゝの沙汰後　九郎後ゝ
五位ゝ人ゝ　同前

1

いまゝの人をゆるさんに　日前源氏とも
とけさう行ふ又ハ源氏の物ともを
いへらるゝ　いちんとす也ハえいとゝなとゝ
今ハ行方なしの〳〵もあり
東西ゝ世ゝ世ゝ世

と又源氏に別さまあるとの
いとくの中にも いとのうきすまいな
利とをとりてこうあなり
あさくうの月日のひとをとこ歌
一説 本伝未考 意ハ白相遠なり
遠天意月日の照臨也 可畏
のようすり
ひかりとともにむかしわたり世にて
あやまちをけ先世のむくい
あるうるのあれハ利をいうなり
う也うんとうんとうり

むしんのなり 平論恵衣うり
恵ちるのべはうけし 女房のなと
なりの乃人をそはをれなるのの
事なり
うくうをまくさらせるうと
かゆまくあまりて八重ちの里ゆうり
と女房のようの多まくうり
あるをまくさるの月ひの 源氏と
月しをくあり
月しの秋のなや 源氏の御うた
すり事なりまてをはなるをを

りてゝ少しいあべり

まいの月は　まへまも源氏と月しまへ

まいも例のとゝ月のうり又月の入をあ

それなり初りまいハ例のまゝ月まへよ

りや初りしまゝ月ハ源の別しこ

こゝしめりくゝふ月ハ　あひまなひて

初りしの月の歌神しの屋ゝ月さへ

めりくゝふ月りけしまゝ女ゝう

けて　ゝ

月歌の屋ゝ月ハ神ハ　いゝうゝまれ

ゝりの月ゝの月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ

ゝ別のゝ月ゝ

ゝりゝもゝ月ゝ月ゝ月ゝの月ゝよ

月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ

初めゝりつゝ月ゝ月ゝよ　源氏ゝ

ゝゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝの

ゝゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ

ゝゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ

後撰　初さ乱

毎ゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ

ゝゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ

ゝゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ

ゝゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ月ゝ

文集　白樂天の作賦とありけめ
七十二巻あり長恨歌集とこれり長慶
年中にあつめられたり
春の夜　百領のもつさせりんそこ
作者は中務中将　二條院源氏乃
作りの人くさの　勝川氏より
あつまりさ源の河よ
一言実なりのやうしもんこと
我は用ゐなり　又あくしの今り
あ[illegible]はあつまりさ今らのすり
なりのらして名は　[illegible]
やりのおへいりるのをりん
さきの世乃むくつて　かれめ
りもあつとすり
源川ちゝなくも　見なしは水
のあむりへハ分を流れ（しこ
りて　抜の
あつをも　ゆつて
あれとての　かれよハ　かく書を
をあくる　目ハ
わ山へまつて　何而も見る
栄花物ちり　岩ひと立而し

扇のうのありかやらの事とゆりて
書給ふ　岩佐ハ杉待のそくの石
而ゝ又宗茂ゆゝれゆゝりとしゆゝりの付
代ゆゝりゆゝて次
あゝうゝゆゝひゝけぬつゝ　源氏物ゝ
帝ゝ　山後ゝ
右近巻　美人ゝ（ようゝゆゝ）ゆゝ能ゝりゝ
右の巻ハ美人ゝりゝ（ゝゝゝゝ）ゝゝ
りゝゝゝゝハ源氏方の人ゝゝハゝ
官位をすゝくまぬゝゝ始ゝとゝを
ゝゝをつゝ巻ゝゝゝゝ

ゆりて清ゝの巻ゝゝ　外ゝ山影
信あゝゝゝゝゝゝゝゝ
引つ巻ゝゝゝゝゝゝ　ゆゝ
ゝゝゝゝの世法ゆゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ
ゆゝりゝ　梓まゝりゝゝゝゝゝゝ
ひゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
清ゝゝハ道の巻ゝゝゝ

古墳何世人不識姓名化化為俗
去年春草生叙古事云云
りさけやいつ見るらん　　弾正宮
雲うくれなるの波見わたす源氏の浦々古
院のいつゝ浦伝ひすんとて
入道殿密通のうとゝの母屋
ひはけなへし月と院まうしなへ
主命婦と浦うり　　入道殿の浦う
なりに書殿あるうへ
書いつ　　中殿書殿へ
殿上人

かうやり八人はかりくるめし人数なく
人はかりしハ人めはかりよりの分り
我分くてたちたりさ　海氏の浦へ
あさちし同しすしさへハ　所見
の多は生とよりくるとて
すくさめあるとかとよりとなりて
仰舟ひのりのひぬ　淀河ちなへし
まさりのせたりし　一里して枝浦へ
下宮のすの石書へて　但日はされ
はしはしの風さへてしあはさと
あへし先下宮のすとひして又道

ちくしの事とひるはりしり
大江殿　大江義ハ赤文海京北門の諸
鎧すりて是より松ちりのうしすりの代
一度赤文の猿面なしあはしあ
とひるりや　赤を海京の門仲物と
義して大和物として雑波して
あり七月大江の俊面つさは十日
ふ入京ちあすりて　見花名
かくて回ひ名はけしけ　楚屋原
清醍と源氏の歩方ひけ多すり
浦山義元　ひくちの方ハ出ひ

乃ち世の者ども　伊勢物語の
やう物の屋ども　業平朝臣の住
所の中にも世の人のあられを多くいな
さるなりけるとぞ　かりそめにこゝろとは
源氏の物語ハ又話稿とぞ云り
三千里外の　三千里外流刑者
十九年中任情遊　こゝにハ流刑者の
二十里ばかりの間を三千里の名の
すゝり其ハあられ方し
ういのこゝろぐも　源の名をあらし
引平中納言の
ゆく所なくこゝ人

ありけるものすり
豊屋ども　世所ありけるとも所
乃屋ども　ありとも見侍りし
かゝる物ども次ハ物ども　冨ゝ
して配所の月ハ月ばかりやゆしいへ
ばこゝろ似たり
こゝ不ゝ　未のこゝ
素燈の光の事あり
みさきハ海さりてなん　なゝる
すゝり引　こゝ
ゝり海の浦ハ見ゝ　勝の戸の

寄りてうたがはしやくあまとハうら人よ
をしまのみこころやろ
大殿ハを宰相のめのとをも　ちあの
のはらしらくもありとハうたへし
ちとせはよはいはりを　山伽都へ
かをりのむしんの遊女りめさすり
いりまてこうをりあり清口遊をも
あること　別てハいりあのうんとうつ
ふんにあり世の義ともなり　伊勢
かをりいうき世の人をれハ　人言へ
源氏友をしを遊のうとハしいい

物ものうすなをさすり人の清をもむを
うは源氏の清ハつんとをいつり
浦ハあるあまさハ浦ハ　まて船
のはりハ引ぬ　引さとをりさとをり
海人のをくもむ神し　ふれ衣をよ
めの下ハ引しハとの野ぬすとり
おをよをせをもあへし
中しい道ハ　人のをやの引ハ屋をハ
の京しハををわりやとをり
ぬしやさりかりりをのまを遊よ
れ去のをしをりまをやとハりく

を用ひるべしとけうをうなる也ハれ
ゆめよあるべきなり
なぜなりこれ理ひおもてをぬ
伊勢の市島所の又のをもて
ひとをかたきを分のをもう　さぬく代四
ひのすなわちしかるべし又為をさせんすす
をもとあいめんのすなり　えらつく
しの者をしいをもあり名ハ絶佛
ふをもすとつをあるきをいり義
ふくをもをあり
おくり　又の何をこまりなりとす

いせ浦やをひの方ハ　いをひなれとハ
見をもをすりをあり所ハ塩ひり
ありしてハをひあるをよるなるき
をなれをもをの名ハくあるをして
し漁民の浦分をのをもをり
とをりをを山をる漁民ハをて海浦の
すをあるをしをもて何をのをもて
ひをれハ浦分をりけりとをもをを仕
あられをりひををををををををを
ををり漁民の浦べをり
ををひの人　為島所
ををの人をり

かく世ばなれしたる方と　源氏のれん

のこしまつり

いと人はあれ

いせ人のはのうくいとしとあしのりて

きゆをりしらしいとしとあしのりて

流のうくいとすとしてもんはやや

しきめはしらてとはくくきすはあと

あまはなれの世界　世界并又花

ちる里の八月ちるはのすて

はくくりくさきはくりむ

きくあつのはくすりくうろ

をあくあまりす

かんの和八人はくよ　勝を出仕と

うくのくせあまりの

院のはくのはくを　前の参院

の市遺物ありしすり

世中くあくよはて　大石はは

ゆくくの世界あくまりうはと

市門のあくはくすり

いけるをりとは　西くをんはんん

いをくくあくあくはんん

くくあ人乃くはあくはの笠

きりやりまくはくはくくく

の所ゝ也源氏の五位八
[illegible]八田殿とさしたんとの給へし母
君の[illegible]八いりぬのそらしな
きなりとうめあまのすりさし
屋とハうめあり御く

とまりて今ことしられぬよ　朱雀

いまさらのとしせを

ゆくゑと院の御母ハ[illegible]　冷泉

と朱雀の御ゆいせをへと相意の
帝の御遺勅ありしなり　朱雀の
御母ハ世俗御の御みとりより

双葉の比なり

関吹こゆ　秋風の関吹こゆとハ
しらくもの[illegible]
是ハ天暦帝時屏風の志賀屏風の
と[illegible]年九月の比ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]書あるゝハ[illegible]年の
[illegible]　又ハ平ハ
[illegible]人の[illegible]
つゝ吹こゆ[illegible]風
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人々は源氏の御
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]て[illegible]あ[illegible]ハ世[illegible]花
田年齢よりて用ひ[illegible]田[illegible]
多のこゝろとうやゝ[illegible]
[illegible]ハやゝ[illegible]や　[illegible]和字
和　[illegible]多ハ[illegible]て[illegible]ん[illegible]ゝ裏
あ[illegible]ゝと[illegible]

[illegible]年[illegible]佛[illegible]　金剛佛子集
[illegible]
[illegible]

ちいさき[illegible]の　寛字[illegible]や
鳧舟不弁夕陽中　鴈陳易清秋顔上

初[illegible]ハ[illegible]き人の　[illegible]の[illegible]
きハ[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]　[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
世[illegible]ハ[illegible]の世[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
友[illegible]
友[illegible]

[illegible]

二の墨絵

[illegible]

雪やへゝりつゝ　[illegible]

きりや降りつゝ　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

雪や降りつゝ　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

その比大貳の　五音の文を
山方八舟まで　くりとのりをとるべし
帥殿せうこの事より　帥の殿の御ハ大
貳の帥の事と云ひ伝へたり　一説　一人
大貳帥と為すハ　ひさすり親を
の帥に仕すれ　大貳帥の嫡子なり
小帥ともいへり
みのちくちん　大貳のこと
ちりをとこ　大貳と為る
前ちこ　都の同しことをとりて　ちのまくら
を源氏へやうけはちん　うたハ和

陸の道と　ゆりに　侍り
都を行　源氏　清和　義家
角ひしての　ゆりの　清ゆりて　八大貳の
かくへの事より
角のくち　いとくちなへ　曲へ　ゆくへ
ちをとこ　人なるめり　大方　乳
くれやうけ　ゆりのあれ
ちりと同しことなり
いとつ　宣旨　若のちなり
かるとの湯の　うちなるとゆ
いさりちんとハ　蛍　ちやひなの別

みてもあり　ゑれ（ゑ）すり
むまやのゆさしらうすり　彈長莫驚（エキ）
時、変改、二宋一落是春秋　ゆきのむ
まやのゆさし　対て　作者結へ　ハ
ゆ結へ　ゆしこうりと　高と　云　言　ゆ　ゆ
作し　ゆ　ゆ　ゆ　節の　つ　ゆ　ゆ
源氏の　作方　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

そへて古歌の心なり　史記文見合

ちまよふこゝ也　惟光

朋の間しつゝ　きんの女　[illegible]

なりぬきなりまして　[illegible]

ちりなりきんこゝ

霜月の心の美　胡角一聲霜後美

漢文万里月前腸

あゝこの月の心　天四玄鑒雲物森

唯是西湖石上遷　蓮家　竹の心八月八

西湖にて東八月の心　[illegible]

と源氏の吟　[illegible]

浦なしとは　[illegible]　又云月の出て

入くれたるきんの程　[illegible]

迷ふ　歌　[illegible]

知八月の心　雅俗

りの月　[illegible]　月八雲にと

[illegible]八月の心　[illegible]

とこゝろ　又月八夜　[illegible]

すいたく　[illegible]

なとハきゝ　[illegible]

又云入方の月　[illegible]

心とて　[illegible]

下句ハ[illegible]分のうへと世とを恥る[illegible]
おひしなりてしこ
女ちりりろこ[illegible]ハ　たのりこハ源氏
又物の人よりりのりのやこ
ちりしいあくて　苦痛し
このゆりこく　同司とも用ちらしい
八道ハ行ありしりのひちるしり
あこの浄すくせく　入道の娘なりのと云へ
えこりおりり異名ちり　美名
告ありし事り
りろこ[illegible]と強同力　和漢元羅名

先達の例と云へし　明石の尼君ハ源氏の母
いうこ物語者り
とさいうせんこと慮さきあとろ先
あり詞こ者ちハ尼君といり
母浄尼君ハ　相模文衣の文あられ
大納言ちの明石の入道のちり古尼
の事り女の章あり後まてひり
ありし例と引こ
かくさくなる名とりて　ひめあり何こ
恋のこんの事こ[illegible]こ[illegible]めこやこ
といふ事あり事

分ありけるとは指さしめも　ゆゑとなり
年ゝ　源氏ホ之義なり
いりやとなくゝ　ゆゑんの　榊ゝ　八重
ゝんの事なり
ひとり海ゝ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ
ゝり　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ
石ゝ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ
遠ゝ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ
ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ
ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ
ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ

きゝわけ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ
ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ
ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ
ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ
ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ
ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ
ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ
ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ

小あめりとも天子下ゆるしもなく
用しとらくかりゆ九山石ハ春
又ハ道明寺の文ハ見あり源氏
君謫居の分り五ハ恩赦ゆ被ゆ
携て君を思のあまり三位中将
の明ハ信ありて次ニ上りゆ
いひあり又ハ父中ハ母ハの源氏のれ
ゆと欲ゆ浦ゆ行ゆくさめんあ
ゆ君の俤なり今ハ又なく帝とま
りゆくよりゆ
思ひ乃ゆ

酔進湖潤春盃裏吟

苦ゆ顧暁燭前　白樂天の江列一
花迷ゆ月三月雨日夷陵ゆ
而ゆ二ゆりて元濃ゆ不別し時ゆ
れ行の今ゆ
あゆくひり九ゆ　三位中将の文ハ
燈の鳥の今ゆ
君の住ゆ有　ゆ
申ゆ
見しあゆりてハ　朋馬斬小鳥越鳥巣南枝
ゆ
雲ゆ

中ノ今ヨリ三つハ皮ノ内ヨリ
昔ノ一二人ヨシ　蓋ノ下ノ方ヨリ
リ内ノ方ノ方ヨリ　いてしたよりつハ
あのまれなる　こゝにてよめり
ふつゝなりさまを　ものしり　そのよなりさべく
歌ところ〳〵ありたつ　ものさあり　ところ
て出ものさあり　万葉十九
いとゝ　思ひていとゝ人ゝむつまじん
三月ノ内いとゝ　いつくきゝ　今ノ日
續漢書禮儀志云三月上巳日女人祓
除於東流水上

せゝら　軟陸ハ書暮のやうなりゆし
ゝ　ものしるして　ものしてゐて　待ちて　引
世間ノ　道濃法師石行情廣間ニ
三ツ　ノ　海ノ原ノ　一方なるハ人
歌ところ〳〵ノ
ノ　晴ノ　ノ　なるハ
やとゝ　ノ　ノ　八百百ノ
神書ノ　ノ
この　ノ　紙風吹也　ノ　書
て　ノ　ノ　ノ　ノ
氏ノ　ノ　ノ　ノ　ノ

感して大変すべきのはしあるて此
小海京の殆しなるべしへし
ひらうさ　　俗あり　あり　さとれあ（ぬ）
海のありてうんまたもりあんやしひり
みらて　　宝家御州月記云　雨脚
融地電光張金
霹火やうに絵らること　腰ある性なり
言語しいるあ　　大は白をなさてるの此
流風吹てたりこ　　ぶしいるあしいりてい
ゆうろくやしこと月乃流て寝殿を
ゆうくいまるあり　　人々八月なは

うまりこ
さて海の中に彩色乃
言光のかのそりの言此鈎とかり
て奥ひそれてあすとあ時猶
吉凶といるあひとくの術そて炭
火と出るとは海中に入こまり
て出こ出ん此あ世なりて後よ
二十珠満珠と云てゆあるあり
い事なしと思ひたつし

明石

巻名八哥山て詞ゑらひて号と源
氏君二十六歳の三月より次年の秋
迄京の事まてあり
花
扨西風やまて神なりこりまして
周の成王の時周公乃方小管叔冬叔
いろ〳〵諸侯周公を疑と云て
周を東都し居ること二年其妹天大
小雷電して風吹あてこと〳〵
王大木の根めけ倒あり成王こゝ付金縢
の書と云書八月の詩作之 牧き見て周公の王室
小印ありて内〳〵ふるなきうとりて
始こゝ時西風ふらんと云ふ
くゆき大木のこゝ王あるとりて
そゝふあれりうを王八ふるに風周公と二叔
の謀あると成王の信ありと云ふ
いりと年あり成王より成王四八
とりあつるふりて市来をりて
ふあれりと源氏君と周公を引
て十三日まての風とハいつる
神の書と文王の事といい

四月廿日この[illegible]の毋あり
まゝ世よりさきに[illegible]て　帥内大臣伊
周と播磨国小[illegible]て後ひろふ
ものゝ[illegible]て母君よりあひ[illegible]
て京へ[illegible]と[illegible]て文よ大宰府へな
されぬ　源氏ハ分つゝ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

仁王會　仁王經曰七難消滅七福即生

仁王會ハ愛宕寺ニて七日行ハるゝ法会
いとり　ゆハあるとのまつりの事なり
とて　ら

住吉神　紫神ハ住吉の母とまうす
あんとのちゝ　見花名
すゝ　北地ゆゝ　人の性とあれ
も一向ゝ　ゆゝ　ゆゝ　ゆゝ
つめて　佛神と　ゆゝ
ゝとして　ゝりすむり
帝王の　ゝ　ゝ　源氏の
のゝと　ゝ　ゝ

大炊殿　祈　食事ゝ　ゝ
面のゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ

紫　ゝ　源氏性　ゝ
ゝ　ゝ　源氏の
ゝ　ゝ
人　ゝ

山風ゝ　海ゝ
海ゝ　神の　住吉神
の　ゝ　海　ゝ
やとあ　八百合　ゝ

やへの塩しほ[illegible]

さらいへ　上の河し若ハ今通しおれて

すさうく書しるしあいてて

こう　な　固字なりへしるしたるこうべ

住吉社神の道引給よ　明石へうり給へよ

殆なり

いさゝ　ふるのむらひなり　落雲霧

通なしのすりなへよ

とゝありて　延喜の清門の天子

又世すとゝ世ゝ　すゝ元きり

又さなる所ゝもす

海ゝ　ゝ　ゝ　

又やはらかにて　孫四郎の義とそうの
そのうちにて
源平綱記　良清
つくい　良清の父　播磨守なりし
とくいもつの人と云うて得意と書
いさゝあひのうちにて　明石上のす
とりはしけひのうちにしるし
ゝなりせゝうこゝとゝし　女のすがた
て　他のうしとゝ　言葉しゝとゝ
いめつついとゝの日の　三月一日とゝ
ゝゝ三月の日のうちの風雨なり

十三日よ　ゝゝとて海むこりさいり雨
風日のうちにて　明石の入道さ
雨風の中にて　信
うさ今てゝ　ゝゝ
長ゝと信て　丁園　万品　傳説古
事不可説記
あやまち風　進るひ三月ゝ
うつの人の今ゝ　ゝの常代人なり
ゝと神のゝ　ゝひとゝむんハ
ゝゝしいゝんや風方のあり
ゝなゝゝうゝと見ありめゝて
よ

し野人ぞなり

もろなさすなは幸若のすすりつ

見ぬくと白と印てけてとよもぬし

いよ名紙ぬめりうつハくすり又云う

つの人ハ人べきとなは古方の人名伊

もんすもんもんハもんもんし

まてはもしの神のたもけいもあ

ぬんとうじよなハあ一かぬんとれ

ぬ一ぬるかなり

歌

ぬりもしはのさり　宿もしく辛北

彩もまりうん人りハもくうつき

事すりぬて物ぬ一うハぬんの入道の

一うよ人まてはうとべりあてれ

ぬとすなり

ぬりもさてもぬりとも　石退を魯春陸文

入道の不ぬ引し仕くはぬりいよし

別ぬとうまやまきよのべりや

ぬもつき物舟と　流しのぬ道ぬ

ぬと吹風のもぬりれ流ぬ物母

赤い乃風　野風のきくすり与しあ

やもさ風しぬりまて例のといり

名とぬもぬ人よ　可信異こべなり

秋の夜のさま　きのむしのこゑ

日やうしろ　ゆふさきよ

ゆふぐれ　海のうしろ　いと秋あ

やしき風　すこしいのちよるあり

ありく　ゆくさき　入道の年ある故に

月日の光と　入道の義よりてすこしあ

りあり

入江の水すこ　庭の折りや

月よの海　海にの事

すこし初のやむ　なる所にてすこし

やうにて　良清のかうりしすこと同

とさ　ゆくさよ　今くひあるいり

むつまじき海の　所もさるべき所にて

海のすこ　限定して　三月ばかり

ものいつよめ　父のことなり

ちうしたる　三月ばかりは次

庭のみなる　所にてうつ

あくなりより　かりあのあるとは

いとあるとて　ようしたるとは

二月のうちより　ばかり

ぬぐひて　やとりなる折り

うなりはあ　なりあり

[illegible]

すくろけりとゆくせて　あまり門を

[illegible]

なりしゆきゆくんすりてゐるこ

みくハすて見こゑやうの仏すり

京ゑりうらうさりされてひも

面風のゆくつなさとケるこひる

けり面時くのすりくしたこと

らひさいる人をなさとハ面のらの

まなりくへし

[illegible]

怪くゑりうくゑやや

あらとしるる波路の波れ　野垣のあと

ちてあたくちるれ月のち

きと貴ハ而うくゑとしあるハ波

のゆ海すりいすれあとしるハ海の

うへのたくのやうし波海のうし

世くりゆけり義ハ侵異ゆくや久月

秋の比とうつへし

かくまくこいよる法　廣陵散ハ琴

の秘曲すり嵇康の花湯の亭ゆ

て神人よあひて伝くる曲すりい秋

人ハむかしの倫の変化なり
物のいてゝ　俗曲なとゝ此なるべし
つくあしし行つ物をも　今年此四しまて
今はこうへし惡者長吟悲の分々
ひもの法師　を　琵琶引ありく法師と
あ付乃眉目のこと
ひとくいうつのこ　きゝの移し曲乃
ものあしこうつ又口うつ同こ多之
いてゝ乃ゝ同こぬの移なし　乃ゝを
き人のゝんやうこ而うんなり　ま乃
ものうまゝてゝこすの

この門乃ゝてこ　水鶏のゝうゝ鳴
鳴ものゝ乃ゝ鳴く物　物とゝさゝてゝこきく
なゝき人ゝ氣をまさるやうなゝ八ゝ
感てゝの言ゝ中さゝとは
ゝ人ゝよ今ゝり　まくものゝようゝ鳴く
さくゝ鳴れ物　物かゝ乃ゝて鳴
なゝゝん
ゝ人ゝ八女のゝつゝきゝ乃ゝ　第七ゝ
延長の時ゝより三代　琴琵琶の作の
ゝ乃ゝ琴ゝ乃ゝ
先ゝ代ゝの　四ゝ長の時ゝ乃ゝ

[illegible]

松風と申す事

[illegible]

今は昔女の[illegible]

なりて[illegible]

八郎[illegible]

[illegible]

[illegible]

いそ海とりあつめ

たつねとはこの浦の海人の
気にはなれぬなりしき　書集りの
すきものゝ心　物し投家ゝ人なり
家にいてゝ　すゝ見ゝ
との者し同しぬ　石の沉あり人へし
伊勢の海あゝ孫し　但馬系しい此
このきゝ沉なさゝの三りの
おのりやつまん見やひろん
ひろりんゝうゝと昭石の浦なし
伊勢のあゝ孫ロゝ三り者み此詞

酒三杯そし　　著書未書ゝし注
ゆゝしき物乃　　家ゝて八すゝゝ
位高此祈と浦　初めて此の三りて此十八年ゝ
利位也　　三り位ねと勾と印くべゝし
昭石上十八家ゝ　ゝて八あゝ
やゝ家八ゝ古世家の　ゝて良清ゝ
後ゝ世代ゝの　四司ゝ三ゝ
ゝゝ方ゝいて　ゝりと十八家ゝ八
ゝ世九歳ゝ　ゝへし又年の石同
あゝへよりや
親大臣の位と　入道の親のゝ

生まれ付てあまたのうれをなげ
入道の早下のこと兼なり
ひとり孫ハ君を二りめや　入道殿
なり女のうとゝ地りたるより
まして年月ニうれをなげ　源氏の
御母ハ孫ハりあめのうへ
てうな女の夕ばかりなり
さまとゝうなれあるん人ハ　入道
の殿のうれひてのあまり源氏の
なまめ孫ハまして三なり

拾遺さハ地のきゝ
枝ニうぬすとを用ひたるとゝ
むゝされ玉のつゝ兼なり
こ海のうつゝ多れうゝ　高麗氏のうり
なる月ハうゝ白地て唐書多ゝ
とゝ玉を三ぬ書井し　ゝめ宿
ニ入道のなれめゝうなり
ニ毋ハ　地りあ毋ニうそまけけ
多よハ御とニうのゝ地
りとうこれハ　文の紅りりとか
こきてハ法文のうゝけなさゝう

秋よりなくこえあまりのちハこまつきと
なりかつまんの言ゝりしけうすりさうハ
ゆゑ書はゝかハ帝王とうさてさいてまた
ゐうこさまよりてうりあ王とゝヒス
ゆゑなくてやうこなんすあるねゝと
いかゝあり言ゝかハ源氏の思ひ女の
四つゝ物なゝかゝ形ゝんとゝけり
あるゝ言ゝ
言ゝひとゝれしゝうれと　すゝしゝや也
書ゝ王ゝしけゝ月ゝ
むゝをすゝりきゝり　女の物ゝ末とつ

けゝうゝ蘭ゝしゝてゝけり海邊
ホ俊あり後撰よ言ゝ言ゝよ奥
むゝをゝとつくゝ方ゝ子ゝてゝと言ゝいゝ
ゝ書あり
ゝんゝうゝ　作書
いかゝくゝゝかゝよ物と　屋よやゝとハうあ
ゝひけゝうゝやゝうの名けり
いひゝゝ　言ゝとゝもゝまゝ月ゝ人のい
ひゝゝ月ゝかゝものけゝうゝきれ
このゝひハゝいゝゝなゝ　先ゝめ
あるけゝやゝさのゝあゝものゝあゝ弁な
らゝ波戸月ゝりゝくゝのゝくゝり

四条宮人乃乃乃や　源氏の宮女の
名をのゝとし一条院の帝製とゝ
ゝ似ゝりまさ人とは此和上の歌
ゝのゝのゝあるゝ
又流上三乃ハゝ枝をゝ為ゝゝ
せゝゝこのあゝゝゝてゝん乃乃
りゝや屋よりゝゝゝりまゝゝゝ人のゝ
ハゝゝ人をゝゝ為ゝゝや宮ゝん枝
ゝゝよりゝゝりやゝゝハりてゝつ
ゝゝゝゝしゝ源氏のまゝ乃ゝ
ゝゝゝゝりやゝ屋ゝゝゝゝ

やゝゝゝゝ為ゝゝゝゝゝゝ女の為ゝ果ゝ
ゝゝゝゝゝゝ

上藤ゝさゝり

ゝゝゝあゝゝゝ
二三日へゝてゝゝゝゝゝゝ

開へとりてハ　次ニ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]　とハ[illegible]

[illegible]　秋のあすり

いにしへのそらに

[illegible]　[illegible]家の後つゝみ人と[illegible]

[illegible]源内侍[illegible]

十三日の月[illegible]　八月十三日や

あゝ栄のし[illegible]　[illegible]れ[illegible]人入り

月をたゝやの[illegible]　[illegible]あゝ栄

[illegible]　新栄[illegible]　悩　[illegible]

[illegible]

[illegible]きし人の　[illegible]

やうて馬引[illegible]

[illegible]

妹の栄[illegible]月[illegible]の弥[illegible]

月[illegible]

[illegible]氣[illegible]

ふ[illegible]

[illegible]

[illegible]

海の[illegible]入道の[illegible]家の[illegible]

月[illegible]

[illegible]

世間源氏とまいらせんなんふりて
あるんをいうとうるさきとなる
やうくしは是世つしし何ものなれ
ものしさとんやとあり
ゐうくよきもんとうの人ゐうゐ　つれ
なさけなさひまはてやとうんをいうとし
けしもつ三ん人よりもをまゐ
あゐ〜秋のあるまとうけてを
みてこり美ゐよ筆は　女のすう
ちうさん世のひをしてしやうのしはの
引ゐりうしとうしとの

あるたくなる所のりさと書うへし
い間ゐうしあるうしとうきへやす
事ハ琴ひなせてのゐりゐハ人
のくりりせしに間及しめうあ
てゐしうしんゐりに間ゐうさ
三〜云なありゐハうりん
むつうしとくりあうせん　うへ人なて
かくりあうせなをうのやうなり
分のくへのゐりのすしをすくさむ
ゐうとうり源氏の世界上ゐう
よ夏の屋〜なりへし

ゆゑ秋よりやうてまたこゝろ　屋うてまたこゝ
ゆしとを秋のすゑより心を寄と
しハ長月ばかりつゝそなたをさしたる
ゆくしのうらに入て　女房たちゆく
小入くるしとハ信濃よりや
さのみこそいとうあるん　ゆりとゆゑ
ゆゑ業すりり
人ゆゑにあてはひるひえて　ゆひえて
しハやゆくうよのこハあてすて
すこくるてしりや
かゝあるうしりり業と　あるうるる

こゝはとりすくのおちのひろいはらしや
あいりき清水のたてすりや　第九
業こゝとつゝこゝはなりへしあいりきとハ
あらさうろりや
おいひさうなる池のみりや　源氏
のきいの業と業すり
と文よ仏法こゝろをいりこゝ行けゝ
双業ゆこゝ業ふなり
こりこゝさまるこゝ人のあり物こゝ月名
り付てゝ　元こゝさまるこゝ今こゝ四
てべこゝしありしこゝろのすこゝ人の

ありけるとしハとの石のとれるを
ぬしとや云ふ　まことやとハ双思の
引しなりけるとこそ　清文の日記より
ちらしかきとこそ　赤しほてかて
を繋ハらひ引かまてをなき
りや　めのまへの別とてて繋り
ぬくすしたるものをりさてを
ちさ清ちさりけるへし
何すし付てしをつまつてけるを
引りかよつくけてしけるを海ちのを
さしとはめるとのるとのめしおを

ちひあてをせるるすの神ゆるると　昔ちれ
清仏のあぬしさなれてのをの
うるくを思ハけるれ　おりを流ハうを
しのるをうるをこるけるれを
よをしを海てす
とう海をとを為をるけつへきをのすす
入道の海よりをを為をいのをて
るをハるけるあををくいのるれ
ハとるまをとをとハいるをり
ちを思ひ神をををるをんの　第をれるを
絵をのるるくるるを周へるるをん

第七なりの方へのくをして月をながめ
しかもいとうれしきなれば、第七のなす
をいとしとしありめくしの今より始今
の世乃あまをこそ八あるへうしん
いかれくき所ありけさともんあん
あるひのはるる切りを取初ま
ちりこそ乳こつるけてけう双鬼迫
年ゐりぬ　源氏京と出給ひて三
年めに美のすこい年波ふれすを
見ゐをり　所恋のすすり
兼香殿の女御　ひけくらの妹すり

とのこゝろ　とのこゝろ入れす
美ゐをひとり　吟月院の所事すり
又立て亦へこりあるへよをんくなる
前し八月をぬすこ用こさをそるや
六月をりより仏く恋ゐきこすりに
あしめくへ懐姫の事すり
いとしをりすりや　第子の詞こ
月をさしぬ　八月しすりをりすり
りをくへ義けの亦のけ　秋をまり
なりあなり
竹前をこりへして用しめをすを

[illegible]ぬ
[illegible]ハ[illegible]者[illegible]れ
[illegible]
[illegible]事[illegible]
[illegible]ん[illegible]ぬ
[illegible]
[illegible]り[illegible]い[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

いとあるのハ[illegible]別[illegible]し　煙ハ[illegible]
ハ[illegible]
[illegible]つめて[illegible]
[illegible]
[illegible]

いとうとたうとし　ゆへありやや
ましりよとのめとくのり　一言ハ
りそへとりつきとね孫ハ波の
い孫ねとねされよ　やそといへべて
とへ月ろつまやをあれて　多とくへ
おとハ多とたてんすてえべとあり
とろとけるまくりろと　ゆとたまと
とくへまとしめるハいわけ切ける
とろとまりあへぬ人なり
ハうとねハのおとのりとうとね人を
をなり　ゆくとのハたとれなり

とまとと行りて　作法の人々の用
とくめていさくあるべりとうく
とハとのりとハとなふとしてとハ
記者のとたりとうりとしとり
人りのつ　ゆとたとり
ゆる流よとうとまり　とハりとしと
ハとハとまとりあり
とうとうへりけり　めさうへて孔
月とうめねまとんとり
世ねとうとうとうりむ　世のられて
孔この居をゆるの居れるとのれ

仏もえさいてねむたなり

名のやえにいてまてしめへく　れをとりあを

まつ〳〵はいそ〳〵ゆしのやをなりへ仏道

はさう野まてえをしえ白いてねとすりま

とをつ屋をとをてをしあくまをたり

さうあハ国のさういをしてや

ろをとてをしすら　恋姫の事より

初也　恋の別し　離別のこゝろ切り

しのとをおて見作りへしこと

名のをとをりて

ちりなりをしいてなり　反和の秋名のあや

いをかけれて　仏ををしてハれて

すをいてをろすり

月秋よ也く初道子ま　入唐のををう

をををををすををされすし書作りへし

為ををををすをかのめしは　三〳〵

白為をハゆりを反ちをして

をり見ろををし　かをを見ろをりをて

別をゆをの相汲ハすし云寄同し

をり春世中をいををめを　をりを

ををすをを文ををめをきをを

をの作位りあををまりて　流死人

八のつへさして後世為式の宣旨
のりて又文より数すけて但三位さとと
八養用して別勅とうけ給はせ給さ
ゑまゝ次第より源氏若ハいつ方の官位
宗儀ちかし乱あゝ無まりてやうて
権大納言ふあり給て　見花宴
百寮新書
ちなハ大納言中納言ハ定官なり
故より外の権大納言ハ　上古ハ
大納言二人寛平遊戯より三権三人ニ
さゝまれる官の外とうけ給て権の字とく
ちゝ之ゝさよりて権より給つゝ為ちゝ

かゝ之ゝ有ゝ木七春しあへハ白ゝらゝて　寒庶
更煖拓樹復栄　続日本紀
十六年の月ゆゝ　八月十六年より
あゝしあて　ゝ
ゝゝへ　ゝ　ゝ兼いゝ　ゝ
ゝゝ　ゝ
ゝゝ　ゝ
ゝ

あめの宮柱と生宮廿一年はめとり
あまりて源氏八こと世のつねなる
ことめかりあるなり又遠国の守徒
人柱とめるるうるはしきこと又花ちるしハ
天涯柱下はくへ二神のめとりあはせの
とりはてて蛭のゑれ見ることぬすしを
そのせありとこと

院八清しめん八條　源氏北山孤り
清爰よいはくうとうありてつとと言う
を見ることとくみりて過ぎ
のおもりすすのうのあまり

春彩の市へは猫ゆり
春家と　冷十一月八日なる世行ゆり
源のもとくいん
以月よへこうりへしこと
恋りあり今月りへしこと
孤りあしたう世　朔行ゆりや
をしこと又ゑ人のなりれ
とゆりハ屋りへりへし人ゆ行くを
行毎とそ世りをは猫り
こくこの人のこ乳母ありとこと
し言ゆり仏相似ゆりや引言あ次
明石八猫とこして新へゆりかし行ゆ

か乃帥　大宰のそち

あいなく〳〵　あらさなく人ゝ見とゝ原

氏の作りとゝ和歌のとゝ

ゆしあるしまちのめりとゝ

まくなさにこり　めゝとゝせとゝ祓こり

とゝとゝとゝぬやうにして又なとゝて

まつりあるなり

次廣の浦に名紙を書せて　はゝ法よゝせて

そのまくゝらとりしとゝり

月毋をて　め芸のゝ名紙見ゝり

はゝつりまくりけりとゝ名紙のあり

あるとゝつゝとゝ八幡宮のゝて

こりて八つとゝやをおし　こゝらやせよゝり